

政府間機関に関する情報 E A	ユーラシア特許機構 (E A P O) － 般 情 報	附属書 B 2 E A
政府間機関の名称	Eurasian Patent Office (EAPO) (ユーラシア特許庁 (E A P O))	
所在地及び郵便のあて名	2, M. Cherkassky per., Moscow, 109012, Russian Federation	
電話番号	(74-95) 411 61 50	
ファクシミリ装置	(74-95) 621 24 23	
電子メール	info@eapo.org	
インターネット	www.eapo.org	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙の場合には、送付の日から1箇月以内に提出  他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL 又は Federal Express の配達サービスを条件とする。	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン：ユーラシア特許庁(EAPO)(出願人は、国民若しくは居住者である各国の国内官庁又はWIPO国際事務局に出願することを選択することができる)(附属書C参照)	
右の各国についてのユーラシア特許の付与のための管轄指定(又は選択)官庁	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン：ユーラシア特許庁(EAPO)(国内段階参照)	

[次頁に続く]

---

**E A ユーラシア特許機構 (E A P O) (続き) E A**


---

PCTに基づき取得可能な保護の種類	ユーラシア特許
国際型調査に関するユーラシア特許条約の規定	なし
国際公開に基づく仮保護	該当すれば、PCT及びユーラシア特許条約の双方の各締約国で付与される保護は、当該国について「ユーラシア特許を目的とする指定の場合」の見出しを付して示している。ユーラシア特許条約第9条(3)及びユーラシア特許条約規則に基づく特許規則10を参照。
<b>E A P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合の有益な情報</b>	
E A P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)

---